

業務指示書

ブラジル国配電部門近代化にかかる情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2016年7月6日 12時 まで

問合せ先： 調達部 契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2016年7月11日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

○以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

○業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

○業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：電力セクターに係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／ファイナンス・スキーム）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：有償資金協力に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：ブラジル及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 送配電・省エネ技術】

- 1) 類似業務の経験：電力セクターに係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：ブラジル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年7月15日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター (Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BRL1 = 30.5604 円 , US\$1 = 110.333 円 , EUR1 = 122.6000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／ファイナンス・スキーム

送配電・省エネ技術

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.40 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年8月3日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ブラジル国配電部門近代化にかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／ファイナンス・スキーム	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 送配電・省エネ技術	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

1990年代初期まで、ブラジルの電力セクターは政府により管理されていたが、ブラジル政府の財政危機により民間資本の参入が促進された。1996年から鉱山エネルギー省が電力セクター改革に着手し、電力会社を発電、送電、配電の会社に分割し、発電は商業化し、送電、配電は民営化する方針が打ち出された。その結果、民間企業の参入は、発電については約4割、送電については2割にとどまっているものの、配電については約7割と進んでいる。電力供給量の上位は、サンパウロ州(Eletropaulo社、OPFL Paulista社)、ミナス・ジェライス州(CEMIG社)、リオ州(Light社)等人口の多い都市の配電会社が占めているが、その殆どが民間会社であり、遠隔地にある等民間の関心が高くない地域は公営となっている。また、ブラジルでは、電力市場取引は完全自由化されており、発電会社は需要家と個別契約をと個別に電力取引を行えるほか、配電会社は電気オークションにより発電会社と契約を締結し、自社供給エリアの電力消費に対して必要な電力供給を賄っている。

一方、ブラジルの電気料金は世界でも高額となっており、0.329リアル/kWh(約12.7円/kWh)と、世界平均電力料金0.2155リアル/kWh(約8.3円/kWh)に比べ高くなっている。国家電力庁(ANEEL)によると2010年時の送配電における電力ロス率は17%に上り、全世界の平均の2倍のレベルにある。ブラジルの電力ロスのうち、4.5%は送電、12.5%は配電部分で起こっており、配電部分のロスのうち6.4%は盗電等のノン・テクニカル・ロスによるものと考えられている。また、年平均の停電時間は、2010年時点では18.35時間であったが、2011年、2012年にはそれぞれ18.40時間18.65時間と増加傾向にある。ブラジルにおいて、大部分の配電系統は架空であること、開閉器がない等の配電設備の構造的な問題、遠隔地において配電線が長い等がテクニカル・ロスの問題であり、北部や都市部の貧困地域における盗電がノン・テクニカル・ロスの主要な原因と考えられている。

今後もブラジルの電力需要の増加が見込まれるが、2012年時点で総発電量の17%を水力発電に依存するブラジルは、今後も気候変動の影響により安定的な発電が困難になる可能性が高く、電力を効率的に使用するためにも、送配電にかかる高い電力ロスを低減することが求められている。ブラジル政府は2025年時点で国内年間エネルギー消費量の10%を再生可能エネルギーで賄う計画としているものの、環境配慮の点から水力発電の開発は困難であり、太陽光発電等小容量の分散型電源の開発による対応が期待されている。この実現には、系統安定化策が不可欠となっている。

ANEELは2020年までにスマートメーターを全国に導入し、配電自動化による停電対策等系統の信頼性向上、双方向通信によるピークシフトや省エネの推進、再生可能エネルギーなど分散電源へ対応することを目指している。

発電、送電についてはSCADA(Supervisory Control and Data Acquisition)システム等のリモートセンシング技術を利用して制御されているが、配電については自動化が進んでおらず、95%は手

作業で計測されている。このような状況の中、かかる近代化の本格実施のためには、その基礎となる情報通信インフラの整備や機器の調達、人材の育成、財源の確保など、長期の取組が必要であり、その実現がボトルネックとなっていると考えられる。また、スマート化にあたって必要となる規格面の法整備が進展していないことも、本格導入の遅れの原因とされている。

前述の通りブラジルの発電、送電、配電部門においては民営化が進展しており、事業権入札により民間事業者が設備の整備・運営を行っている。特に配電部門では、民営化が最も進んでおり、全供給電力量の約7割が民間事業者によって運営されている。配電事業者は運営にあたってコンセッション契約に基づく収益性の確保が求められている一方、収入源である電力料金は、社会経済的な影響を軽減するため、ANEEL がキャップを設定していることから、大規模な設備投資を行うことは難しい。また、コンセッション契約による運営であるため、ブラジル政府の配電事業者に対する財政の支援等も望めない状況である。

2. 業務の目的

本調査においては、かかるブラジル配電部門の近代化の進展を阻害する要因について、長期的な解決策を示すと共に、短期的に有効と考えられる支援策について検討を行うものである。

3. 対象地域

ブラジリア等

4. 業務の範囲

本コンサルタントは、「7. 成果品」を念頭に、「5. 業務における留意事項」に配慮しつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を行う。なお、調査方法及び調査報告書の作成にあたっては JICA 中南米部と協議しつつ、取り進めるものとする。

5. 業務における留意事項

- (1) 支援策の提案にあたっては、日本の技術や経験及び有償資金協力の活用を前提とする。
- (2) 提案の検討にあたっては、ブラジルにおける公共調達の特徴(民間資本参加重視政策、特定の企業に有利なスペック設定の忌避、一定割合の国内調達の義務化等)や、日本企業のブラジルへの参入動向(現地生産拠点の有無)や志向(事業者や主契約者ではなくサプライヤーとしての参加期待)等、実現可能性を十分に考慮すること。
- (3) 本調査実施後に、提案された支援策の下での事業化を目的とする協力準備調査を行うことを想定しているため、それを念頭に置いた調査を行うこと。
- (4) 技術支援が想定される場合は、コストシェアやJICA以外の資金ソースの活用が前提となる点を留意すること。

6. 業務の内容

業務内容は以下の想定項目を実施する。国内作業及び現地作業について、効果的かつ効率的

な作業方法、作業工程をプロポーザルにて提案すること。

(5) 第一回国内業務

1) 関連資料・情報の収集・分析等

- ① ブラジル配電部門の効率化・信頼性向上に関する取り組みについて既存の報告書や参考文献等の技術情報資料の収集・分析を通じて情報収集を行う。
- ② スマートグリッド、マイクログリッド等の配電の効率化・信頼性向上に資する日本の経験技術について既存の報告書や参考文献等の収集・分析や関係者へのヒアリング等により情報収集を行う。

2) インセプション・レポートの説明・協議

- ① 上記1)の結果を踏まえ、調査方針をとりまとめてインセプション・レポートを作成し、インセプション・レポートの内容について発注者と協議を実施し、協議結果に応じてレポートの内容を修正する。
- ② 修正後のインセプション・レポートを JICA 中南米部に提出する。

3) 現地業務事前準備作業

上記作業と並行して、訪問先への質問状の作成及び送付、アポイントや傭人の手配等の現地調査の準備作業を開始する。

(6) 第一回現地業務

- 1) JICA ブラジル事務所、連邦政府において電力セクターを所管する鉱山エネルギー省(MME)や国家電力庁(ANEEL)、ブラジル配電事業者協会(ABRADEE)と協議を実施し本調査の趣旨と詳細を説明するとともに、配電効率化についての政策、各政府機関の役割・機能、課題等についてヒアリングや資料収集を行う。

- 2) 電力セクターのその他の関係政府機関や配電会社、電力セクターへの支援を実施している国際機関等にヒアリングを行い、スマートグリッド、マイクログリッド等の配電の効率化・信頼性向上の取り組み状況を確認し、技術、規制、制度及び財政面の課題を抽出する。すでにミナス・ジェライス州電力公社(CEMIG)、AES Eletropaulo, サンパウロ電燈電力会社(CPFL)、AMPLA 社、Light 社等がスマートグリッド導入のパイロットプロジェクトを開始しており、それらの進捗状況とその後の展開計画を確認する。

- 3) スマートグリッド、マイクログリッド等の配電の効率化・信頼性向上に貢献しうる技術や、資金ソースを提供可能な企業や金融機関にヒアリングを行う。ヒアリング先には FINEP(Financiadora de Estudos e Projetos)等、開発金融機関以外の金融機関を含める等、調査対象範囲を幅広く検討する。

(7) 第二回国内業務

- 1) 現地調査の結果をとりまとめて、JICA 中南米部に報告する。なお、報告は以下の項目を含むこととするが、調査団は必要に応じ、他の項目へ変更、追加を提案することが出来る。

- ① ブラジルにおける配電の効率化・信頼性向上の取り組み状況

- ブラジル政府の配電の効率化・信頼性向上のための政策及びその実施状況
- 他ドナーによる同分野に対する支援の取組状況
- ② ブラジルにおける配電の効率化・信頼性向上の取り組みにおける課題とその原因
 - 技術的課題とその原因
 - 制度的課題とその原因
 - 財務的課題とその原因
- ③ 上記課題の解決のためにブラジル政府や配電会社を実施すべき短期、中期、長期にわたる対応策案(ハード面、ソフト面ともに)
- ④ 対応策の実施のための事業スキーム案
 - プロジェクト型借款のみならず、制度改善を目的とするプログラム・ローンや他金融機関を介するツーステップローン、PPP 借款、Viability Gap Finance 等の活用可能性
- ⑤ 事業実施のためのファイナンスストラクチャー案。
 - JICA による有償資金協力(円借款、海外投融資等)の活用可能性
- ⑥ 技術支援等の付帯的支援策案

2) 上記 1)の結果をとりまとめたドラフトファイナルレポートを作成して、JICA 中南米部に提出する。

(8) 第二回現地業務・

1) ドラフトファイナルレポートについて、ブラジル政府機関や政府系金融機関とミーティングを行い、再生可能エネルギーの導入、普及、スマートグリッド・マイクログリッド等の配電の効率化・安定化を支援するためのファイナンススキーム案について説明する。

(9) 第三回国内業務・

- 1) 第二回現地業務の結果を JICA 中南米部に報告する。
- 2) 第二回現地業務の結果を踏まえ、ファイナルレポートをとりまとめる。

6. 成果品等

調査段階の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

(1) インセプションレポート

記載事項: ワークプラン

提出時期: 調査開始後 15 日以内(2016 年 9 月中旬)

部数: 和文 2 部(簡易製本)

(2) ドラフトファイナルレポート

記載事項: 調査結果

提出時期:現地調査完了後1か月以内(2016年12月中旬)

部数:和文2部(簡易製本)

(3) ファイナルレポート

記載事項:調査結果

提出時期:2017年2月上旬

部数:和文5部、葡文5部(製本版)

電子データ版:3セット

(4) 収集資料

本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、発注者の定める様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後発注者に提出する。

(5) その他の提出物

1) 議事録等

先方実施機関等との各調査報告説明・協議に係る議事録を作成し、発注者に速やかに提出する。また発注者および本調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を議事録としてとりまとめ、3日程度のうちに発注者に提出すること。

2) 調査実施報告書

業務従事月報を添付した月例の業務報告書を翌月15日までに発注者に提出する。

(6) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

1) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。

2) 各調査報告書表紙表面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。

3) 各報告書には、その内容のサマリーを加えること。

4) 報告書が特に分冊形式になる場合は、例えば本論とデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫すること。

6) 葡文報告書の作成にあたっては、必ず当該部門の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

7) 上記5.(3)の最終成果品(電子データ)の基本仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照し、詳細は発注者の指示に従うこととする。

2) ブラジルにおけるスマートグリッド／スマートコミュニティー導入に係る基礎情報収集調査ファイナル・レポート

2)については、JICA 本部において閲覧可能。閲覧を希望される際は、中南米部南米課(03-5226-8543)に連絡ください。

5. その他の留意事項

(1) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ブラジル事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地調査の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA ブラジル事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡を取る様に留意する。また現地調査中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

